



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

アメリカの金融危機から始まったこの経済危機、平成21年はどうなってしまうのでしょうか？世界のトヨタですら21年3月の決算で赤字申告になるかもしれませんね。去年は連結で2兆円近くの利益を計上した企業が赤字になってしまうとは誰が予想できたでしょうか。なんとか早く回復して欲しいものです。

経済アナリスト(いんちき占い師)の予想は見事にはずれ、今後も予想が付きませんね。今は、米ドルが90円、日経平均8500円ですが21年の年末にはどうなるか？好転を祈るしかありません。

## 今回は平成21年度税制改正の大綱の概要について見てみます。

### 1・住宅税制

住宅ローン減税の適用期限を5年間延長。最大控除可能額を500万円(長期優良住宅の場合には600万円)に引上げ。

自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合や省エネ及びバリアフリー改修を行う場合の税額控除制度を創設。

### 2・土地税制

平成21年、22年に取得する土地を5年超所有して譲渡する際の譲渡益について1,000万円の特別控除制度を創設。

事業者が平成21年、22年に土地を先行取得して、その後10年間に他の土地を売却した場合、その譲渡益課税を繰り延べることを可能とする制度を創設。

土地の売買等に係る登録免許税の軽減措置の現行税率を2年間据え置き。

### 3・法人税

中小法人等の軽減税率について、現行22%から18%に2年間引下げ。

中小法人等の欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止。(繰戻し還付が使えるようになります)

エネルギー需給構造改革推進設備等や資源生産性の向上に資する設備等について、2年間即時償却を可能とする等の投資減税措置を導入。

### 4・相続税

中小企業の事業承継を円滑化するため、非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度を導入。

農地に係る相続税の納税猶予制度について、農地の有効利用を促進する貸付けも適用対象とする等の拡充。

### 5・金融・証券税制

上場株式等の配当及び譲渡益について、現行の7%(住民税とあわせて10%)軽減税率を3年間延長

少額投資のための簡素な優遇措置を平成22年度税制改正において創設(上記軽減税率が廃止され15%(住民税とあわせて20%)本則税率が実現する際に導入)

\*100万円までの株式投資の非課税・配当と株の譲渡の損失の通算などが検討されています

確定拠出年金について、個人拠出(マッチング拠出)を導入するとともに、拠出限度額を引上げ

生命保険料控除における新たな控除枠として、介護医療保険料控除を平成22年度税制改正において創設